

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|--------------------------|----|
| I | 高収益作物次期作支援交付金 第4次公募 | 1 |
| II | RCEP承認案が衆院通過 | 9 |
| III | 県の令和3年度予算・施策とJAグループの要望結果 | 10 |

今月号のあらまし

I 高収益作物次期作支援交付金 第4次公募

3月31日、農水省は、新型コロナウイルス対策として「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募を5月から始めると発表した。

4月1日、改正種苗法が施行された。同日、併せて、事務次官通知「稲・麦類及び大豆の種子について」が改正された。種子生産にかかる都道府県の役割の明確化等の変更が行われている。

4月1日、愛知県は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更した。育成すべき農業経営の目標（所得・労働時間）、新規就農者の確保目標等を変更している。

II RCEP承認案が衆院通過

4月15日、衆議院本会議で、日本や中国、韓国、東南アジア諸国連合（ASEAN）など15か国による地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の承認案を、共産党を除く各党の賛成多数で可決し、参議院に送付した。参議院の議決がない場合でも衆院通過後30日で自然承認される

III 県の令和3年度予算・施策とJAグループの要望結果

3月25日、一般会計総額を2兆7,163億円（前年対比5.6%増）とする令和3年度の県の予算関連議案が愛知県議会において可決、成立した。農林水産関連予算は前年対比0.7%減の一般会計総額が750億円となった。なお、県予算全体に占める割合は、2.8%となった。

Ⅰ 高収益作物次期作支援交付金 第4次公募

— 5月から公募開始、交付額上限は減収額の8割まで —

1. 高収益作物次期作支援交付金

- 3月31日、農水省は、新型コロナウイルス対策として「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募を5月から始めると発表した。緊急事態宣言の再発を受け、外食や贈答用などの農産物需要が低迷したため、対応が求められていた。
- 同交付金は、収入向上につながる種苗や肥料、農薬等の購入など、次期作に前向きに取り組む面積をもとに算定され、支援される。
- 今回の第4次公募は、2020年度第1次・第3次補正予算で確保した同交付金（計1,585億円）の残額を使って実施する。
- 第4次公募では、過去の公募で同交付金を受け取っている農家も、緊急事態宣言再発令の影響を受けていれば申請が可能となる。
- 対象となる品目は、平年同月比2割以上減少した月のある高収益作物（メロン、つまもの類（ワサビ、穂じそ等）、香酸カンキツ（スダチ、カボス、ユズ等）、切り花など）。また、都道府県ごとの市場取扱金額データに基づいて指定される品目も対象とできる。
- 対象品目の1～3月の売り上げが、前々年または平年のどちらかの同時期と比べて減少した農家が支援対象となる。
- 支援単価は、10a当たり5万円を基本に支援が行われる。施設栽培花きは同80万円、施設栽培果樹は同25万円となる。ただし、交付額の上限は、減収額の8割までとなる。
- なお、収入保険未加入者の場合、加入に向けた保険設計の相談・見積等の具体的な検討を行うことが要件とされている。

2. 稲・麦類及び大豆の種子について

- 4月1日、改正種苗法が施行された。同日、併せて、事務次官通知「稲・麦類及び大豆の種子について」が改正された。
(通知文書（本体のみ）は別紙1の通り)
- 政府は、昨年臨時国会において、種苗法改正にかかる答弁のなかで、「改正種苗法の施行にあたり、必要に応じて、事務次官通知（稲・麦類及び大豆の種子について）について、所要の改正を検討する」旨の答弁をしていた。

- 今回の事務次官通知では、「種子法及び関連通知は廃止したものの、都道府県の稲麦大豆の種子に関する業務を取りやめることを求めるものではない」、「都道府県の役割として、稲麦大豆の種子について、品種開発や種子の生産・供給体制の整備等に取り組んでいくことが求められる」旨等が記載されている。

なお、従来の事務次官通知では「種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。」としていた。

- 主な変更内容は以下の通り。

<p>①種子生産にかかる都道府県の役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none">⇒ 種子法は廃止したものの、都道府県の稲麦大豆の種子に関する業務を取りやめることを求めるものではない旨を追記。⇒ 都道府県の役割として、稲麦大豆の種子について、それぞれの地域の実情に応じてその果たすべき役割を自主的に判断し、品種開発や種子の生産・供給体制の整備等に取り組んでいくことが求められる旨を記載。
<p>②地方交付税措置等の財源確保にかかる定めを明文化</p> <ul style="list-style-type: none">⇒ 都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様、地方交付税措置が講じられる旨を記載。※ 種子法廃止以降、地方交付税の交付対象として根拠法令が曖昧だった「稲、稲類及び大豆の原種ほ及び原原種ほの設置に関する事務」については、種苗法が根拠になることを明文化。
<p>③都道府県が有する知見やノウハウの安易な流出の防止</p> <ul style="list-style-type: none">⇒ 都道府県は、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持することを記載。⇒ 貴重な知的財産である品種等が海外や外国企業等へ流出しないよう留意する必要がある旨と、都道府県が知見を民間事業者を提供する場合は、我が国の農業の競争力強化に貢献しようとする民間事業者に対して提供することが適切（※）である旨を記載。※平成30年1月10日付「種子・種苗の開発について」（29食産第4196号、29生産第1726号、29政統1415号、29農会第762号食料産業局長、生産局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長連名通知）による通知内容と同一。

- なお、JAグループ愛知は、平成30年4月の種子法廃止を受け、「(稲・麦・大豆対策について) 都道府県の関与が後退することがないように、地方交付税などの財源を措置する」よう求めており、愛知県は平成31年(令和元年)4月1日に「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」を施行している。

3. 愛知県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更

- 4月1日、愛知県は農業経営基盤強化促進法第5条第1項の規定に基づく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更した。育成すべき農

業経営の目標（所得・労働時間）、新規就農者の確保目標等を変更している。

	変更前	変更後
農業経営の目標設定	基幹経営体 概ね 800 万円	主たる従事者 1 人当たり 概ね 400 万円 基幹経営体当たり 概ね 800 万円
新規就農者の確保目標数	210 人	200 人

（主な変更内容は別紙 2 の通り）

- 同基本方針は、本県の将来の農業の姿を見通し、今後 10 年間における担い手の育成と担い手への利用集積の目標及び目標達成のための施策等の基本を示すものとなる。
 なお、農業経営基盤強化促進法施行令第 1 条によりおおむね 5 年ごとにその後の 10 年間につき定めることとされている。
- 今後、各市町村において、同基本方針を指針として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が策定される。

29政統第1238号
平成29年11月15日
一部改正 令和3年4月1日

農林水産事務次官

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）

主要農作物種子法を廃止する法律（平成29年法律第20号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了知願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、

- ① 主要農作物種子制度運用基本要綱（昭和61年12月18日付け61農蚕6786号農林水産事務次官依命通知）
- ② 主要農作物種子制度の運用について（昭和61年12月18日付け61農蚕第6800号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ③ 1代雑種稲種子（異なる品種を交配した1代雑種の稲種子）の暫定審査基準等について（平成4年5月7日付け4農蚕第2923号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- ④ 主要農作物種子に係る指定種苗制度の運用について（昭和62年8月4日付け62農蚕4943号農林水産省農蚕園芸局長通知）

は廃止する。

以上、命により通知する。

記

1 種子・種苗行政の改革について

(1) 農業競争力強化プログラムの策定

ア 農業を成長産業とし、農業者の所得向上を図るためには、農業者に良質で低廉な農業資材が提供されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われることといった、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠であることから、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部（総理が本部長）決定）が取りまとめられたところである。

イ 特に、農産物の価値を決定付ける種子その他の種苗については、我が国農業の国際競争力を決定付ける極めて重要な農業資材であり、常に国際競争力ある優良な種子その他の種苗を官民を含めた国の総力を挙げて開発し、国内に供給する体制を構築することが必要不可欠である。

このため、農業競争力強化プログラムにおいて、「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。」ことが明記されている。

(2) 農業競争力強化支援法の制定と主要農作物種子法の廃止

ア 農業競争力強化プログラムを踏まえて、第193国会において農業競争力強化支援法（平成

29 年法律第 35 号) が成立したが、この中において、良質かつ低廉な種子その他の種苗の供給を実現するために適正な競争の下で高い生産性を確保するための参入促進や、民間事業者による種苗の生産及び供給に関して活発な事業展開が可能となる環境を整備するための国の独立行政法人の試験研究機関や都道府県等からの種苗の生産に関する知見の提供といった取組が規定されている。

イ 農業競争力強化支援法との関係において、都道府県中心の制度を一律に義務付ける主要農作物種子法(昭和 27 年法律第 131 号。以下「種子法」という。)は、官民の総力を挙げる体制の構築と矛盾することから廃止されることとなり、主要農作物種子法を廃止する法律(平成 29 年法律第 20 号)が第 193 回国会において成立し、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

2 主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止、種苗法の改正に至るまでの経緯

(1) 種子法は、昭和 27 年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、稲、麦類及び大豆の種子については国・都道府県が主導して生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されたものであり、種子法に基づき都道府県が中心となって種子生産が実施されてきた。

(2) 種子法等の効果もあって、稲の生産は拡大し、米の供給不足は解消したが、食生活の変化に伴う需要量の減少により供給過剰となり、昭和 46 年度から生産調整が本格化するなど、状況は大きく変化した。その結果、国による米の全量管理を基本とする食糧管理法(昭和 17 年法律第 40 号)も平成 7 年に廃止された。こうした変化に伴い、種子法の意義も変質した。

(3) 一方で、種子その他の種苗の一般法である種苗法(昭和 22 年法律第 115 号)においては、順次、稲、麦類及び大豆を取り込む方向で見直しが行われてきた。

具体的には、

- ① 昭和 53 年改正で稲、麦類及び大豆を品種登録制度の対象とし、新品種の権利保護を図る、
 - ② 昭和 61 年改正で稲、麦類及び大豆を指定種苗制度の対象とする
- など、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入促進や、参入に伴う種子流通の広域化、多様化及び複雑化に対応するための措置が講じられてきたところである。

(4) その後も、種子法においては、都道府県に対し、

- ① 優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するための試験(第 8 条)の実施
- ② 原種及び原原種(以下「原種等」という。)の生産(第 7 条)
- ③ 種子生産ほ場の指定(第 3 条)

などを一律に義務付けてきたが、

- ① 各都道府県とも家庭用需要を指向した画一的な品種開発を目指し、
 - ② 外食・中食産業用や輸出用などの多様な需要に対応する品種や生産コストを下げる品種の開発にはほとんど取り組まれていない、
 - ③ 都道府県の開発品種が奨励品種のほとんどを占め、民間事業者が開発した品種については採用されにくい、
 - ④ したがって、民間事業者は稲等の品種開発の意欲が湧かない
- という状況が続いており、これでは我が国農業の国際競争力の強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築することはできないという判断に至ったところである。

(5) 以上のような経緯を踏まえ、種子法を廃止したところである。なお、都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止したものの、都道府県がこれまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務を取りやめることを求めているものではない。

(6) また、農業分野における知的財産の重要性が増す中、優良な植物新品種は、我が国の農業競

争力の源泉として農業者の所得向上や農業の生産性向上に大きく寄与するものであることから、種苗法（平成10年法律第83号）により、植物新品種を知的財産として保護することで品種開発の振興を図ってきた。

しかしながら、従前の種苗法では、都道府県等が開発した登録品種の種苗が譲渡された場合、他の都道府県等において産地化されることもあり得ることから、新品種を核とした産地づくりや地域ブランドづくりに支障が生じかねず、都道府県等における品種開発へのインセンティブの低下も懸念された。

このため、登録品種の産地を形成しようとする場合には、育成者権者の意図しない地域での栽培の制限を可能とすること等を改正事項とする、種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）が第203回国会において成立し、一部の改正事項を除き、令和3年4月1日に施行された。

3 稲、麦類及び大豆の種子の生産・供給体制等の構築の重要性

(1) 今般の種苗法の改正により、都道府県、種苗の生産を行う民間事業者等においては、新品種を核とした産地づくりや地域ブランドづくりが行いやすくなることと併せ、国の支援事業等も活用した新たな品種開発の促進が期待される。

(2) これに伴い、都道府県は、稲、麦類及び大豆の種子について、農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、その安定供給を確保するものとし、それぞれの地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制の整備等に取り組んでいくことが求められる。

このような状況で、都道府県は、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、我が国の農業競争力の強化を図ることを目的として、こうした知見を民間事業者に提供する役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要である。

(3) 都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たっては、

① 米等の生産・販売を戦略的に行っている農業者や農業者団体等との意見交換等により、種子・種苗行政に関するニーズを的確に把握すること

② 都道府県内の農業者が必要とする種子の調達状況の調査を行うこと

③ 以上を踏まえて稲、麦類及び大豆の種子の供給に当たって都道府県の措置すべきことを整理すること

を大前提として、従来実施してきた業務を実施する場合には、必要に応じて、従来の通知を参考とされたい。

その際、種子法の廃止を踏まえ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うことや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮していただく必要がある。

(4) このような取組を行うに当たって、必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促進を行うための協議会等を通じて、情報の共有、課題の解決策の検討を進めていただきたい。

なお、都道府県域を越えた横断的な課題については、国が調整を行うこととする。

(5) また、国としては、今後も、都道府県及び民間事業者が多様なニーズに対応した品種開発を実施できるよう必要な措置を講じていくこととしており、都道府県におかれても、他の都道府県等との連携や民間事業者との連携を推進し、品種開発力の向上に努められたい。

4 民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供

(1) 農業競争力強化支援法第8条第4号に基づき、今後、国の独立行政法人だけでなく、都道府県（試験研究機関）から、種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供する事案が増加すると考えられる。

(2) 農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にすることにあり、我が国の貴重な知的財産である技術や品種が海外や外国企業等に流出し、我が国農業の国際競争力が損なわれないよう留意する必要がある。

こうした観点から、都道府県が持つ知見を民間事業者に提供する場合においては、その事業者が自らの知見とともに提供された知見を活用して、品種開発を進め、我が国農業の競争力強化に貢献しようとする民間事業者に対して提供することが適切である。

この際、都道府県においては、民間事業者への知見の提供に当たって、民間事業者の品種開発等についての考え方を確認した上で、共同研究契約等の契約を結び、我が国農業の国際競争力の向上に資するよう適切な措置を講ずる必要がある。

なお、民間事業者への知見の提供に際して、必要な場合には、国に相談していただきたい。

5 稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

(1) 種子法の廃止に伴い、今後、種子の品質の確保は、種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況の確認によって行うこととなる。

(2) このことによって、

① 従来は都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子ほ場に限り品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われ、

② 従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われる

ことによって、種子の品質が確保されることとなる。

(3) なお、稲、麦類及び大豆の生産等基準の確認業務は、広域種苗業者（2以上の都道府県の区域内に営業所（稲、麦類及び大豆の種子について、販売等に関する事務所、保管に関する施設及び種子の調整等に関する施設をいう。）を設けて種苗を販売する種苗業者）においては農林水産大臣が、それ以外の種苗業者においては都道府県知事が行うこととなる。

(4) その他

生産等基準は流通する全ての稲、麦類及び大豆の種子が対象となることから、都道府県においては、稲、麦類及び大豆の種子の生産を行う民間事業者に対しても生産等基準について周知されたい。

6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

主な変更内容

		変更点		
項目	主な内容	現行	変更後	変更理由
第1	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	3 本県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針 基幹経営体	3 本県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針 効率的かつ安定的な農業経営	現行基本方針では、基盤強化法の基本要綱で示す「効率的かつ安定的な農業経営」と食と緑の基本計画で定義している「基幹経営体」の二つの定義が混在している。 両者の意味は類似しており、現行基本方針は、両者の使い分けは特段整理されておらず、関係機関への意見聴取においても、不明瞭であるとの意見もあった。 従って、早として目指すべきものを統一するため、基盤強化法の趣旨との整合性を図り、「基幹経営体」を「効率的かつ安定的な農業経営」に修正する。 ※「効率的かつ安定的な農業経営」 …主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業並みの年間所得を確保できる農業経営。（人数の規定はない。） ※「基幹経営体」 …主たる従事者2人の効率的かつ安定的な農業経営体
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	4 (1) 農業経営の目標設定 基幹経営体 概ね 800 万円	4 (1) 農業経営の目標設定 主たる従事者1人当たり 概ね 400 万円 基幹経営体当たり 概ね 800 万円	他県の記載方法に倣い、目標の記載方法を主たる従事者1人当たりの目標農業所得を追記し、基幹経営体の内訳であることを明確にする。
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の基本的指標	4 (2) 新規就農者の確保目標数 210人 変更なし	4 (2) 新規就農者の確保目標数 200人 変更なし	変更なし
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	変更なし	変更なし	変更なし
第4	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	記載なし	1 (2) 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進 1 (3) 農地中間管理事業の推進 1 (5) 農地利用集積円滑化事業の推進 記載なし	国の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）及び食と緑の基本計画 2025 を踏まえ新設。 基盤強化法改正による削除。 国の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）及び食と緑の基本計画 2025 を踏まえ新設。 基盤強化法改正による削除。
第5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	変更なし	削除 削除 変更なし	変更なし

II RCEP承認案が衆院通過

—今国会での承認が確実に—

- 4月15日、衆議院本会議で、日本や中国、韓国、東南アジア諸国連合（ASEAN）など15か国による地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の承認案を、共産党を除く各党の賛成多数で可決し、参議院に送付した。
- RCEPは条約扱いのため、憲法の規定で、参議院の議決がない場合でも衆院通過後30日で自然承認されるため、6月16日までを会期とする今国会での承認が確実となった。
- 日本の農林水産品の関税撤廃率は、TPPや日EU・EPAの82%より低い水準となっており、政府は国内農林水産業への特段の影響はないと説明している。（合意内容等は「農政をめぐる情勢」令和2年11月号参照）

【農林水産品の関税撤廃率と主なポイント】

対中国56%：たまねぎ、ねぎ、にんじん、冷凍ブロッコリー等は関税削減・撤廃から除外
対韓国49%：野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外
対ASEAN・豪州・NZ61%： TPP、日EU・EPAよりも低く、既結EPAの範囲内の水準

- ただし、冷凍の総菜やかき揚げ、インスタント食品で使われるフリーズドライの具材など、冷凍の野菜調製品（9%）や、乾燥野菜（9%）は段階的に削減され、11、16年目に関税撤廃される。また、キャベツ等が16年目に関税撤廃されるなど品目によっては懸念がある。
- RCEPはASEAN構成国10か国のうち6か国、ASEAN構成国ではない国5か国のうち3か国が批准等した後、60日で発効する。
- 現在（4月16日）までに、シンガポール（ASEAN構成国）が批准済みで、中国とタイ（ASEAN構成国）も批准の前段階に当たる国内手続きを終えている。

Ⅲ 県の令和3年度予算・施策とJAグループの要望結果 —食と緑が支える豊かな「あいち」の実現をめざし予算編成—

- 3月25日、一般会計総額を2兆7,163億円（前年対比5.6%増）とする令和3年度の県の予算関連議案が愛知県議会において可決、成立した。農林水産関連予算は前年対比0.7%減の一般会計総額が750億円となった。なお、県予算全体に占める割合は、2.8%となった。
- 農林水産関係の令和3年度予算は下記の表の通り。

【農林水産関係の令和3年度予算】

会 計 名		令和3年度予算額	令和元年度予算額	前年対比
一 般 会 計	農林水産費	75,002,002千円	75,514,164千円	99.3%
	災害復旧費	114,055千円	114,055千円	100.0%
	計	75,116,057千円	75,628,219千円	99.3%
特 別 会 計	就農支援資金	134,600千円	150,679千円	89.3%
	県有林野	1,155,457千円	800,975千円	144.3%
	林業改善資金	30,884千円	30,906千円	99.9%
	沿岸漁業改善資金	97,345千円	97,396千円	99.9%
	計	1,418,286千円	1,079,956千円	131.3%
合 計		76,534,343千円	76,708,175千円	98.1%

- JAグループでは、令和3年度県予算・施策について、県知事をはじめ農政議員連盟、農林水産局長等への要請活動を行ってきた。

（結果は別紙1の通り）

○ 主な事業と予算額は下記の表の通り。

【農林水産関係の主な事業と予算額】

産地の戦略的な取組推進、農業生産力の向上	
産地パワーアップ事業	780,480千円
あいち型産地パワーアップ事業	100,000千円
スマート農業実証推進事業	23,127千円
ブランド力強化や輸出促進	
いいともあいちブランド力強化事業	16,258千円
愛ひとつぶブランド化推進事業	4,610千円
あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業	7,534千円
「花の王国あいち」のPR、愛知の花の需要拡大	
花の王国あいち需要拡大推進事業	5,000千円
あいち花マルシェの開催	6,500千円
障がい者の就労機会の創出、拡大	
農福連携推進事業	13,042千円
農福連携工賃向上推進事業	7,122千円
畜産業の生産基盤の強化、家畜伝染病対策※	
畜産総合センター豚舎整備	898,212千円
飼養豚ワクチン接種事業	152,797千円
野生イノシシ対策	100,685千円
鳥獣被害防止総合対策事業	335,107千円

※ 豚熱ワクチン接種に係る手数料の負担軽減が図られている。

(令和2年度：300円/頭→令和3年度：280円/頭)

令和3年度県予算・施策に関する要請事項に対する 県予算の措置状況

四角囲み、ゴシック文字が回答（数字は予算額）
 単位は千円、カッコ内は前年度当初予算
 国費：国庫補助を受けて、県が実施する事業
 県費：県費補助を受けて、実施する事業及び県が実施する事業

1. 競争力の高い農業の展開による食料等の安定的な供給の確保

重 1. 愛知県農業の確立と施策の推進

(1) 食と緑の基本計画について

愛知県では農林水産業と商工業がバランスよく発展しており、農業産出額は、約3,100億円、全国8位、中部地区最大となっている。

しかしながら、販売農家数は5年前に比べ約2割減少し、全農業就業人口に占める6割が65歳以上と、高齢化も急速に進展している。

また、自動車を中心とした製造業が盛んなことから、他の農業県と比べて、人件費等が高く、農家はこれに対し、付加価値が高い産品を生産することで対応してきたが、国が各種施策を動員して、米から高付加価値産品への転換を推し進めた結果、本県の特産品の価格は年々低下する傾向にあり、現状のままでは、全国有数の農業県の地位も危うい状況にある。

加えて野生鳥獣害、家畜疾病等の被害が、本県農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威による影響が顕在化している。

このように、農業や地域社会が急速に変化する中、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を踏まえて策定される次期「食と緑の基本計画」は、本県の農業・農村の将来にとって重大な意味を持つ計画となる。

以上のことから、次期計画では、「産業政策」として、次の5項目を取り入れていただきたい。

- ① 最先端技術を活用したスマート農業の普及拡大
- ② 県・市町村・農業団体と一体なった園芸産地の振興
- ③ 名古屋コーチンの改良、系統豚の開発、みかわ牛のブランド化などの畜産生産基盤の強化
- ④ 農地の大区画化・汎用化などの基盤整備、農地集積・集約化による水田作・畑作の推進
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症収束後の食事、イベント等に変革を求められる新しい生活様式に対応した農業の振興

また、持続可能な産業・社会の構築に向け、家族農業経営も含めた多様な担い手が活躍できる「地域政策」を、「産業政策」と対をなす車の両輪として、次期「食と緑の基本計画」に盛り込んでいただきたい。

農林水産関係予算

75,125,501 (75,628,219)

《施策の推進》

【農政課】

2021年度からの5年間を計画期間とする新たな「食と緑の基本計画2025」を12月16日に策定・公表した。

ご指摘いただいた担い手の減少や高齢化、新型コロナウイルスの影響などを踏まえ、引き続き、本県農林水産業の振興に向けて取り組むこととしており、ご要望いただいた5項目も計画に位置づけている。

また、計画では、2025年に“めざす姿”として「持続的に発展する農林水産業の実現」と「農林水産の恵みを共有する社会の実現」の2つを定め、施策を“車の両輪”に見立てた「産業政策」と「地域政策」の2本柱の下で体系化している。両方の政策にバランスよく取り組み、本県の農業・農村の活性化につなげたい。

重 (2) 愛知県農業生産力パワーアッププロジェクトについて

愛知県農業生産力パワーアッププロジェクトは「食と緑の基本計画2020」と計画期間を合わせて推進され、生産力を構成する「人」「農地」「生産技術」の観点から主要品目ごとに「産地戦略」をまとめた画期的な取組であったが、まもなく終期を迎える。

次期プロジェクトにおいては、県・農業団体で進めている、あいちの園芸生産力の強化に向けた一体的プログラムの5品目（イチゴ、イチジク、ナス、ブロッコリー、キク類）に加え、本県の主力であるキャベツ、トマト、大葉、花き、さらに、米・麦・大豆および畜産にわたる農畜産物の生産構造を再度分析するとともに、今後の需給予測を踏まえて、本県の目指すべき具体的な品目別ゴール（生産販売額）を定めた上で、各JAの農業ビジョンの内容とも整合をとって、人材の確保、各種施設や物流拠点等の整備による生産性の向上などに総合的に取り組み、農業者の所得増大、農業生産の拡大に支援を願いたい。

【園芸農産課】農業生産力強化支援事業（地方創生推進交付金）（国費）	10,350（10,456）
事業主体：産地戦略実証協議会	
事業内容：専門家派遣による「産地戦略」の課題解決支援及び「産地戦略」の実現に向けた実証活動支援	
実証事業負担金：2/3以内	
【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）	100,000（100,000）
取組主体：農業者、農業者の組織する団体等	
事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等	
補助率：1/3以内	

作物別の生産振興計画においては、生産構造分析の結果等に基づき、キャベツやキクなどの主力品目で具体的な目標を定めて、各種取組を行うこととしている。

(3) 地方創生推進交付金等の活用について

地方創生の充実・強化に向け、県では、「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国が措置する地方創生推進交付金等を活用し、農業・農村の活性化に資する各種施策に取り組まれているが、交付金等を活用した施策の立案にあたっては、農業関係団体の意見を聴取された。

《施策の推進》

【農政課】

地方創生の趣旨を踏まえ、現場の課題に即した施策の立案を進めるため、農業関係団体との連携を密にしながら施策の検討を進めたい。

重 2. 新型コロナ対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための社会活動、経済活動の縮小に起因する需要の減退に

より、花き、つまもの、牛肉などで価格低迷が長期化しており、今後の新しい生活様式のもとでも価格低迷が懸念されている。

このような状況に鑑み、産地と農業者の生活を守るため、県独自の施策を講じるとともに、次の6項目の施策を講ずることを国に要請されたい。

- ① 農業生産・流通・販売など現場の実態を踏まえ、機動的な対策の措置を行う。
- ② 中小・家族経営については、生産基盤を確保するため、JA等のサポートを受け、経営継承や生産性向上の取組みが着実に進むよう、経営継続補助金を継続的に措置・拡充する。
- ③ 価格下落等の影響が大きい花き・つまもの等の品目については、高収益作物次期作支援交付金による支援を継続するとともに、農産物の需要が回復すると見込めない場合に対応する生産調整（休耕助成）など柔軟な運用改善や拡充等を行う。
- ④ 農産物に係る価格安定対策等のセーフティネットについては、既存事業の交付額が増加していることから資金を追加し、さらに新たに花き、果実（温州みかん、りんごを除く）の価格安定対策を創設する。
- ⑤ 公共施設等における花きの活用拡大や県産牛肉等の学校給食への活用など、農産物の販売促進の取組を長期的に支援する十分な予算を確保する。
- ⑥ 今回のコロナ危機で、マスクや防護服と同様に、一部農産物も特定の国への依存度が高く、供給不足になったことに鑑み、農産物においても多少価格が高くとともに、国内で供給不足がなく、安定生産をする体制を強化するとともに、併せて、食育による国産農畜産物の消費拡大にかかる国民的運動を展開する。

① 《国への働きかけ》

要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年7月31日、10月29日

農林水産省：2020年6月26日、8月14日、10月30日

② 【農業経営課】 農業経営力向上支援事業費（国費・県費） 19,973（19,596）

事業主体：愛知県農業経営者サポート協議会

事業内容：農業経営相談所を開設し、中小企業診断士や税理士などの専門家の活用により、農業者の多様な経営課題の相談に対応する事業の経費を負担する。

③ 《国への要請》

【園芸農産課】

高収益作物次期作支援交付金が円滑にかつ速やかに支払われるよう国に働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年10月29日

農林水産省：2020年10月30日

④ 【園芸農産課】 野菜生産出荷安定資金造成費補助金（国費） 251,416（262,555）

事業主体：（公社）愛知県園芸振興基金協会

事業内容：野菜価格安定制度に要する予算

【園芸農産課】 特定野菜等価格差補給事業費補助金（県費） 25,817（24,971）

事業主体：（公社）愛知県園芸振興基金協会

事業内容：野菜価格安定制度に要する予算

【園芸農産課】 契約野菜安定供給事業費補助金（国費） 17,306（2,197）

事業主体：（公社）愛知県園芸振興基金協会

事業内容：野菜価格安定制度に要する予算

果実の価格安定対策については、必要性や産地の要望、国の動向を把握していきたい。
花きについては、制度設計を含め国の動向を把握していきたい。

⑤⑥《国への要請》

要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年7月31日、10月29日

農林水産省：2020年6月26日、8月14日、10月30日

重 3. あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

(1) 農業総合試験場における試験研究の強化について

農業総合試験場は、農業現場に最も密着した研究機関として地域の要請に応じてきたが、一部施設の老朽化は否めないところである。

今後とも、愛知の農業と食を守り、さらに発展させるためには、時代に即した新しい技術を積極的に取り入れ、農業者、県民の期待に応える研究開発に取り組む必要がある。

このため、先進的な試験研究が可能となる予算及び人員の確保、老朽化が進んでいる試験研究施設の整備及び豚熱防疫対策の強化を図り、産学連携等によるAI、IoT、センシング技術、ロボット、ドローンなどの先端技術の研究開発やスマート農業の実証実験、県産品のブランド化の推進とも連動した、農業者から要望の強い新品種・新技術の開発に力を入れ、普及組織と一体となり普及・定着を加速されたい。

【農業経営課】農業総合試験場費うち試験研究費（国費・県費） 345,244（307,052）

事業主体：県

事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新品種、先端技術を活用した新技術の開発やスマート農業技術の実証のため、155課題の研究に取り組む。

新たに研究戦略部を設置し、スマート農業等に関する研究動向の調査、大学や民間企業等との連携強化による共同研究を戦略的に推進する。

また、大学や民間企業との連携を強化し、基礎研究・応用研究・実用化までを一貫して推進する。

さらに、各地の農業改良普及課は、新設する普及戦略部と一体となって、新技術・新品種の現場への普及を進める。

【農業経営課】農業総合試験場費うち施設設備整備費（県費） 875,074（314,473）

事業主体：県

事業内容：先端的な試験研究が可能となる試験研究施設の整備及び老朽化した試験研究施設を更新する。

(2) 試験研究進捗状況の「見える化」について

県は毎年度、生産者や農業団体等から現場の要望を聞きながら試験研究課題を決定し、試験研究体系表として公表しているが、研究の開始年及び終了年は明示されているものの、研究の進捗状況を明らかにしていない。

農業総合試験場に対する現場の期待は大きくまた関心も高いことから、試験研究の課題ごとの進捗状況をホームページ等で公表されたい。

【農業経営課】農業総合試験場費うち企画情報費（県費） 2,552（2,815）

事業主体：県

事業内容：試験研究の効率的な実施と研究成果の公表及び普及のため、農業総合試験場ホームページ等を活用した情報発信を図る。

(3) 愛知県に適した農業機械の開発・実証について

農業就業者が減少する中で、生産面積の維持・拡大を図るためには、農業機械の導入が不可欠であるが、現在販売されている農業機械は必ずしも本県の営農形態に適合していない。

農業総合試験場、農業機械メーカーと産地との共同研究や地域実証により、GNSS（全球測位衛星システム）等低コストにつながる技術を始め、本県の営農に適した農業機械の開発・実証を進められたい。

【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費（国費・県費）	345,244 (307,052)
事業主体：県	
事業内容：本県の生産現場に適応した農業機械の実証に取り組む。	

重(4) 技術指導の強化について

① 全国屈指の農業県として、レベルの高い普及事業を展開するため、十分な予算と要員の確保、普及指導員のスキルアップを図られたい。また、普及事業の効率的・効果的な推進には、普及指導員が業務の中で習得した知識や技術に加えて、農家との信頼関係の構築・維持が重要であることから、普及指導員の短期間の異動については、特段の配慮を願いたい。

② 普及指導員が生産現場を訪問して、さまざまな問題対応に当たってきたが、新型コロナ対策のためのテレワーク対応や非接触対応も見据え、高度な専門性が必要な問題について、その場で解決し指導できるよう、普及指導員にタブレット端末を持たせるなど、現場と専門職員を繋いで、迅速に解決策を検討できる体制を構築されたい。

また、JAの営農指導の現場では、タブレット端末の活用が進められており、指導の効率を上げるため普及指導員とのタブレット端末利用を通じた情報の共有化を進められたい。

③ 環境制御技術やICTの活用を含む、専門的かつ高度な栽培指導を行うことのできる指導者を育成するためWEB研修やデジタル教材の作成など研修体制を強化されたい。

④ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための社会活動、経済活動の縮小に起因する花きの需要減退に対応して、品目転換に向けた課題を整理するとともに、転換のための支援体制を構築されたい。

①②③【農業経営課】農業改良普及事業費の一部（国費・県費）	1,668,218 (1,667,404)
事業内容：地域で解決を図る必要がある普及指導活動の課題に取り組む。	

農業総合試験場に新たに普及戦略部を設置し、農業改良普及課の司令塔として、県全体の普及活動を指導、強化する。

また、試験研究との連携・情報共有を強化し、大学・民間企業を加えた連携により、スマート農業技術の社会実装を加速化する。

さらに、各地の農業改良普及課は普及戦略部と一体となって、新技術・新品種の現場への普及を進める。

【農業経営課】生産体制・技術確立支援事業（国費）	17,370 (12,100)
事業内容：農業総合試験場で開発した品種の産地への普及に取り組む。	

【農業経営課】スマート農業推進事業費（国費・県費）	23,127 (—)
事業内容：スマート農業の営農技術体系の検討、現地実証、通信環境の整備、普及指導員の研修	

④【園芸農産課】花き総合振興対策推進費（県費）	576 (576)
事業主体：県	

事業内容：花き振興計画の推進

(5) 園芸優良種苗・優良種畜の供給について

- ① 将来にわたり安定的かつ継続して園芸優良種苗を供給できる体制の維持・整備と、生産者負担を増加させない種苗供給に対する予算の確保を願いたい。
- ② 農業総合試験場において、イチゴ・ナス・カンキツ・フキ・つまもの・梨・花き類などについて、県独自の品種開発を強化するとともに、開発した品種の種苗安定供給体制と産地定着に係る栽培技術の確立と普及を願いたい。
- ③ あいちの伝統野菜について遺伝資源の保存を願いたい。
- ④ イチジクの株枯抵抗品種を開発するとともに苗木の安定供給体制を構築されたい。
- ⑤ 農業総合試験場が造成した優良種畜(アイリス種豚、名古屋コーチン)について、造成、維持、安定供給を図るとともに、生産者への普及定着を図られたい。また、継続して優良種畜の供給ができるように、将来にわたり生産者、実需者、消費者のニーズに沿った改良目標を掲げ、計画的・継続的に系統造成を進められたい。
- ⑥ 種苗法改正に伴い、農家が登録品種を自己増殖する場合、開発者の許諾を要することになると伝えられているが、改正法施行後、県育成品種を県内農家が自己増殖する場合においては、許諾にあたっての農家の経済的・事務的負担が過大なものにならないようにされたい。

①【園芸農産課】主要農作物種子対策費のうち優良種子生産供給推進費(県費)	885(401)
事業主体：県	
事業内容：主要農作物の優良な種子の安定供給	
【園芸農産課】園芸センター施設の修繕(県費)	328(-)
温室遮光カーテン(1棟192㎡)指定修繕	
②③【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費(国費・県費)(再掲)	345,244(307,052)
事業主体：県	
事業内容：県独自の新品種の開発を行うとともに、品種特性を発揮する栽培技術の確立に取り組む。	
【農業経営課】種子供給安定事業費種苗育成推進費(県費)	6,068(11,041)
事業主体：県	
事業内容：園芸種苗の安定的な生産・供給を図る。	
《施策の推進》	
③【農業経営課】	
産地からの要望に応じ、引き続き、あいちの伝統野菜の維持・増殖を行うよう、愛知県種苗協同組合へ依頼するとともに、県における遺伝資源の保管について検討する。	
④【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費(国費・県費)(再掲)	345,244(307,052)
事業主体：県	
事業内容：高品質で栽培しやすい県独自のイチジク新品種の開発に取り組む。	
⑤【畜産課】種豚育成指導推進費(県費)	101(101)
事業内容：系統豚造成に係る生産者団体との協議、県内生産者に対する系統豚利用の啓発等	
【畜産課】養鶏・小家畜振興事業費(県費)	247(247)
事業内容：名古屋コーチンの優良ひな等の安定確保対策、民間ふ化場の指導等	
【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費のうち種豚管理費(県費)	63,968(59,493)
事業内容：系統豚の血統管理、能力調査及び農業者への供給等	

【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費のうち種鶏場業務費（県費）	40,087 (40,087)
事業内容：名古屋コーチンの維持増殖、能力調査、種ひな・種卵の民間ふ化場への譲渡等	
【畜産課】種鶏場整備費（国費・県費）	262,542 (1,564)
事業内容：種鶏場の移転整備	
【畜産課】豚舎整備費（国費）	898,212 (236,808)
事業内容：豚舎の移転整備	

- ⑥ 【農業経営課】種子供給安定事業費種苗育成推進費（県費）（再掲） 6,068 (11,041)
 【農業経営課】主要農産物種子対策費のうち優良種子安定供給推進事業費（県費） 1,581 (-)
 事業主体：県
 事業内容：県育成品種の許諾に関する契約事務については、契約手続きに係る農家の負担が過大なものにならないよう十分配慮する。

(6) 家畜疾病対策について

- ① 豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を防止するため、家畜保健衛生所による衛生指導の強化等について、一層の推進を図られたい。
- ② 家畜疾病発生時の迅速な対応に向け、家畜保健衛生所を中心とした情報連絡体制の整備、迅速診断、地域実態に応じた埋却地の確保、自衛隊への要請、国・市町村・畜産関係団体との連携など、引き続き準備を図られたい。
- ③ 死亡牛のBSE検査及び処理が円滑に実施されるよう検査体制を堅持するとともに、死亡牛の輸送・処理についての農業者の負担を軽減するため、国に対して助成措置の継続・拡充を働きかけられたい。
- ④ 養豚でのPED（豚流行性下痢）、PRRS（豚繁殖・呼吸障がい症候群）等と養牛の牛伝染性リンパ腫、BVD-MD（牛ウイルス性下痢症）等の生産性に影響を及ぼす疾病に対する検査・指導体制の強化等、疾病対策への支援を継続されたい。
- ⑤ 豚熱等の予防接種手数料については、県証紙による徴収のみとせず、金融機関、コンビニ等からの振り込みを認められたい。

①②③④

【畜産課家畜防疫対策室】家畜伝染病予備費（国費・県費）	31,871 (33,698)
事業内容：家畜伝染病等の発生を未然に防ぐため、検査や指導等を実施	
【畜産課家畜防疫対策室】牛海綿状脳症対策事業費（国費・県費）	22,470 (22,887)
事業内容：96ヶ月齢以上の死亡牛等のBSE検査	
【畜産課家畜防疫対策室】牛疾病検査円滑化推進対策事業（国費）	12,408 (12,408)
事業主体：愛知県酪農農業協同組合	
事業内容：死亡牛の運搬、処理等に係る支援	
【畜産課家畜防疫対策室】家畜病性鑑定事業費（国費・県費）	17,662 (20,652)
事業内容：疾病の原因を迅速的確に究明するための病性鑑定を実施	
【畜産課家畜防疫対策室】家畜衛生技術指導事業費（国費）	134 (191)
事業内容：検査・調査に基づく家畜衛生技術の指導	
【畜産課家畜防疫対策室】豚流行性下痢対策補助金（国費）	7,200 (8,145)
事業主体：愛知県養豚農業協同組合	
事業内容：死亡豚の保管容器（冷凍機能付）の整備等	

⑤ 《施策の推進》

運用の経費に係る手数料額への影響等についても検討しながら、受益者にとって最も有効な手法について総合的に判断してまいりたい。

重 4. マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

(1) 米・麦・大豆対策について

- ① 県産小麦・大豆・米粉を使用した製品開発・加工適性試験及び需要拡大策に対する支援の継続を願いたい。
- ② 「愛知 123 号」ブランド化推進協議会の活動に対する支援を継続・拡充するとともに、生産に係るJAに統一した品質分析機器を配置するための助成を講じられたい。また、協議会への新規加入生産者の水田の土壌分析の無償実施を継続されたい。
- ③ 水田作農家の所得向上を目指して、県・名古屋大学・経済連との共同研究により開発された農業ICTツール「AgriLook」の県内JAへの導入にあたり、農業総合試験場及び農業改良普及課の指導並びに現場での運用を通じたシステムの改良を願いたい。
- ④ 水田輪作における麦・大豆の生産安定に向け、県と経済連で実証を進めているGNS S農機を活用した高精度の営農排水施工技術について、実証に対する経費及びGNS S農機や排水対策用作業機の導入に対し助成をされたい。
- ⑤ カメムシについては、越冬場所である河川敷、国道・県道の除草、野焼き等による広域的な一斉防除が可能となるように関係機関、行政との調整について支援を願いたい。また、ラジコンヘリ等を使った共同一斉防除の経費に対する助成措置を講じられたい。
- ⑥ 飼料用米の標準単収値の見直しは、品種構成や乾燥調製用施設の能力の問題から、主食用米への混入防止策がとれないなど、専用品種の導入が困難な産地にとっては、農家の収入減につながることから、見直しを行わないよう国に働きかけられたい。
- ⑦ 水稻生産者における飼料用米・WCSの生産拡大と畜産農家への提供、畜産農家・園芸農家による県内産稲わらの利用促進に向けた水稻生産者による稲わら収集体制の整備、家畜排せつ物の耕種農家での利用促進を積極的に進められたい。

①【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費	
うち、経営所得安定対策支援プロジェクト推進費（県費）	464（663）
事業主体：県	
事業内容：経営所得安定対策等をフル活用するための最適技術体系の構築と実証、新戦略作物の商品開発とPR	
②【園芸農産課】愛ひとつぶブランド化推進事業費（国費）	4,610（－）
事業主体：「愛知 123 号」ブランド化推進協議会	
実施内容：品質の安定による生産体制の強化、「愛ひとつぶ」のPR	
③【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲）	100,000（100,000）
取組主体：農業者、農業者の組織する団体等	
事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等	
補助率：1/3 以内	
③【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費（国費・県費）（再掲）	345,244（307,052）
事業主体：県	
事業内容：スマート農業技術の開発に取り組み、水田作農家の所得向上を目指す。	
④【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費（国費・県費）（再掲）	345,244（307,052）

事業主体：県

事業内容：本県の生産現場に適応した農業機械の実証に取り組む。

- ⑤【農業経営課】農作物病害虫発生予察事業費（国費・県費） 14,728（13,051）
うち病害虫発生予察事業費（国費・県費） 5,891（5,990）

【農業経営課】病害虫防除所運営費（国費・県費） 4,005（3,929）

事業主体：県

事業内容：病害虫の発生状況に応じた的確な防除が行われるよう、現地における病害虫の発生状況調査や気象条件等に基づき、病害虫発生予察情報を発表する。

《国への働きかけ》

- ⑥要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年7月31日、10月29日

農林水産省：2020年8月14日、10月30日

- ⑦【畜産課】自給飼料生産振興事業費（県費） 640（914）

事業内容：耕畜連携による自給飼料生産・利用の推進等

【畜産課】環境対策推進費（国費・県費） 1,367（686）

事業内容：家畜排せつ物の適正管理・利用に向けた指導等

重 (2) 園芸農業の振興について

- ① 園芸用施設の老朽化に対応して、県内の環境制御型ハウスの整備率を目標に掲げるなど、具体的な数値目標を定めて施設園芸の高度化を推進されたい。
- ② 新型コロナウイルスの影響により、急激な販売価格低迷に対して、野菜価格安定事業の大幅な活用が見込まれる。このため、基金造成のための県予算を確保するとともに、引き続き、野菜価格安定制度に係る県負担金割合の維持・継続を願いたい。
- ③ 農業用使用済プラスチック等については、受け皿となっていた中国が2017年末から輸入を制限し、その仕向先の代替地である東南アジア諸国においても、輸入規制が強化されている。また、地球環境問題になっている海洋プラスチックごみ問題など、プラスチックを取り巻く状況が大きく変化している。
このため、農業用使用済プラスチック等の廃資材の回収・処理に関する費用が、急激かつ大幅に増加しており、生産者負担の軽減助成等について支援を願いたい。
- ④ 運送業界の規制強化やドライバー不足により青果物の物流環境は、大変厳しい状況となっている。今後、新型コロナウイルス感染症収束後の状況も踏まえ、産地の栽培状況や出荷状況などデジタル化を図るとともに、新たな物流体制については、集出荷場の整理統合、地域物流拠点や広域物流拠点の新設、消費地のストックポイント設置が必要である。については、最適物流の構築を図る青果物のサプライチェーンの整備に対し支援を願いたい。
- ⑤ 全国一を誇る本県花き産業の一層の発展と、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」を引き続き推進するとともに、その運動のひとつとして、多くの県民が参加でき、本県産花きを見て、触れて、購入できる「花と緑のイベント」を開催されたい。

- ⑥ 「花きの振興に関する法律」に基づく「愛知県花き振興計画」の着実な実施を通じて、引き続き、花きの生産・流通・販売・消費拡大等にわたる積極的な施策の展開を図られたい。

①【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲）	100,000 (100,000)
取組主体：農業者、農業者の組織する団体等	
事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等	
補助率：1/3以内	
【園芸農産課】産地パワーアップ事業（国費）	780,480 (1,108,108)
取組主体：農業者等	
事業内容：施設の整備、農業機械のリース及び資材の購入に対する補助	
補助率：1/2以内	
②【園芸農産課】野菜生産出荷安定資金造成費補助金（国費）	251,416 (262,555)
事業主体：(公社)愛知県園芸振興基金協会	
事業内容：野菜価格安定制度に要する予算	
【園芸農産課】特定野菜等価格差補給事業費補助金（県費）	25,817 (24,971)
事業主体：(公社)愛知県園芸振興基金協会	
事業内容：野菜価格安定制度に要する予算	
【園芸農産課】契約野菜安定供給事業費補助金（国費）	17,306 (2,197)
事業主体：(公社)愛知県園芸振興基金協会	
事業内容：野菜価格安定制度に要する予算	
③【園芸農産課】野菜生産出荷安定対策費の一部（施設園芸産地指導推進費）（県費）	60 (85)
事業主体：県	
事業内容：地域協議会を通じて、市町村等協議会に対して農業用使用済プラスチックの適正処理の取組を支援するため、実態調査、情報提供を実施	
《施策の推進》	
④【食育消費流通課・園芸農産課】	
集出荷施設の整理統合については、「食と緑の基本計画 2025」においても取組目標に位置づけており、引き続き、生産者団体等と連携してまいりたい。	
また、産地生産基盤パワーアップ事業における新市場獲得対策等の国直接採択事業も検討されたい。	
⑤⑥【園芸農産課】花き総合振興対策推進費（県費）（再掲）	576 (576)
事業主体：県	
事業内容：花き振興計画の推進	
【園芸農産課】あいち花マルシェ開催費負担金（県費）	6,500 (7,500)
事業主体：あいち花マルシェ 2021 実行委員会（仮称）（県、県花き連等）	
事業内容：花マルシェでのあいちの花のPR	
【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業負担金（県費）	5,000 (5,150)
事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会（県、経済連、県花き連等）	
事業内容：「今月のあいちの花」のPR、花束贈呈によるあいちの花のPRなど	

(3) 畜産振興について

- ① 新型コロナウイルスの影響による和牛枝肉相場の下落に伴い、和牛子牛の価格も下落している。和牛繁殖生産者の経営継続が危惧されており、県独自の和牛子牛販売価格支援を実施願いたい。

- ② 酪農生産基盤を維持するため、育成預託事業の拡充など本県産後継牛の確保に向けた支援策を強化されたい。
- ③ 酪農家の受精卵移植による和子牛生産の拡大により、県下和牛生産の状況が変化し、和牛の登記・登録事務が増加・煩雑化してきている。このため、県内の和牛の登記・登録業務が円滑に行えるよう、従来の和牛生産地域以外での事務体制の充実、登記・登録業務に対する継続支援を願いたい。
- ④ 受精卵移植、雌雄判別精液の利用、優良血統母牛の造成等に対して支援を願いたい。
- ⑤ 肉用子牛生産者補給金制度、肉豚経営安定交付金制度、鶏卵生産者経営安定対策事業に係る県費助成の継続・拡大を願いたい。
- ⑥ 和牛の資質向上と改良速度の向上のため、ゲノミック評価の導入について推進願いたい。

①【畜産課】酪農・肉用牛振興対策指導事務費（県費）	630（1,417）
事業内容：酪農・肉用牛対策事業の推進等	
【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費	
うち肉用種牛管理費（県費）	20,637（20,984）
事業内容：優良肉用雌牛の改良及び譲渡	
②【畜産課】酪農・肉用牛振興対策指導事務費（県費）（再掲）	630（1,417）
事業内容：酪農・肉用牛対策事業の推進等	
③【畜産課】畜産協会補助金（県費）	10,831（10,922）
事業主体：（公社）愛知県畜産協会	
事業内容：家畜登録事業等に要する経費への助成	
補助率：定額	
④【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費	
うち肉用種牛管理費（県費）（再掲）	20,637（20,984）
事業内容：優良肉用雌牛の改良及び譲渡	
【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費うち牛受精卵供給費（県費）	8,826（8,881）
事業内容：牛受精卵の採取・移植、牛雌雄産分技術実証、E T車（現場で受精卵を処理するための特殊車両）による受精卵移植技術の提供	
【畜産課】牛受精卵移植実用化促進事業費（県費）	403（403）
事業内容：受精卵移植等のバイオテクノロジーの研鑽	
⑤【畜産課】肉用子牛価格安定対策事業費補助金（県費） 全額積立準備金より繰入	6,319（6,126）
事業主体：（公社）愛知県畜産協会	
対象頭数：6,700頭	
県助成相当額：6,319千円	
【畜産課】肉豚生産安定対策事業費補助金（県費）	84,000（72,800）
事業主体：（一社）愛知県養豚協会	
補助対象頭数：520,000頭	
県助成相当額：72,800千円	
【畜産課】鶏卵価格安定対策事業費補助金（県費）	16,881（9,247）
事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会、豊橋市養鶏農業協同組合、知多養鶏農業協同組合	
⑥【畜産課】畜産総合センター管理運営事業費	
うち肉用種牛管理費（県費）（再掲）	20,637（20,984）

事業内容：優良肉用雌牛の改良及び譲渡

(4) 本県産農畜産物のブランド力の強化について

- ① 知事自らの積極的なトップセールスの継続実施、マスメディアや県出身の有名人の積極的かつ効果的な活用や観光事業との連携により、県内外における県産農畜産物の更なるPR活動に取り組んでいただきたい。
- ② 消費者や実需者の評価も得られる県独自の新品種の開発や栽培品種の誘導、生産技術の普及、開発した品種の消費者への認知・定着促進策など、研究開発、生産対策、消費対策が一体となったブランド化の推進を継続されたい。
- ③ 消費の中心である京浜地域における情報収集活動・機能強化は必須であり、このために必要な県職員の大田市場駐在に係る予算・要員の確保を図られたい。

①【食育消費流通課】愛知県農産物需要拡大推進協議会負担金(県費)	1,056(1,056)
事業主体：愛知県農産物需要拡大推進協議会(愛知県、JAあいち経済連)	
事業内容：首都圏における知事トップセールスや量販店でのPR、農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展、市場関係者による品質評価会の開催、消費宣伝用農産物提供等を実施する。	
【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費(抹茶)(国費)	1,318(1,315)
事業実施主体：県	
事業内容：知事が席主となって「愛知県茶会」を開催し、県産茶の消費拡大、知名度向上、お茶文化の振興を図る。	
②【食育消費流通課】いいともあいちブランド力強化事業費(全体)(国費)	16,258(16,248)
事業主体：県	
事業内容：いいともあいち運動を活用して、県産農林水産物の知名度向上や販路拡大、主要品目のブランド力強化を図る。	
【農業経営課】農業改良普及事業費の一部(国費・県費)(再掲)	1,668,218(1,667,404)
事業主体：県	
事業内容：産地や農業者等を対象に、新品種・生産技術の普及指導を行う。	
【農業経営課】生産体制・技術確立支援事業費(国費)(再掲)	17,370(12,100)
事業内容：農業総合試験場で開発した品種の産地への普及に取り組む。	
【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費(国費・県費)(再掲)	345,244(307,052)
事業主体：県	
事業内容：県独自の新品種を開発を行うとともに、品種特性を発揮する栽培技術の確立に取り組んでいる。	
【園芸農産課】愛ひとつぶブランド化推進事業費(国費)(再掲)	4,610(-)
事業主体：「愛知123号」ブランド化推進協議会	
実施内容：品質の安定化による生産体制の強化、「愛ひとつぶ」のPR	
【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費うち	
次代を担う品目、品種ブランド化推進事業(国費)	1,716(1,678)
事業主体：県	
事業内容：「夕焼け姫」の消費宣伝会の実施	
「愛知梨3号(瑞月)」のシンボルマークデザイン、商標出願	
「かがり弁ギク」のPRイベントの開催	
③【食育消費流通課】東京事務所農産物プロモーショングループ運営費(県費)	3,352(3,392)
事業主体：県	
事業内容：東京都中央卸売市場大田市場に職員が駐在し、京浜地域を中心に農産物の流通情報の	

収集、県産農産物のPR及び販路拡大に取り組む。

(5) 本県産農畜産物の輸出への取り組み支援について

国は農林水産物・食品の輸出拡大として、2030年に5兆円とする政策目標を掲げており、輸出に対する取り組み強化が求められている。

県においても、今後の取り組み強化のため、生産（検疫・農薬残留等への対応）、流通、消費場面での情報提供や輸出に組みやすい環境を整え、JAグループとともに取り組みをけん引いただくようお願いしたい。

【食育消費流通課】あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業費のうち

農林水産物輸出プロモーション強化事業費（国費） 4,880（5,052）

事業主体：県

事業内容：輸出経験の少ない中小事業者が海外バイヤーと商談する機会を確保するため、国内で開催される食品・飲料展示会に出展するとともに、海外で開催される展示商談会に出展する事業者の商談成約に向けたフォローアップ等を行う。

【食育消費流通課】あいちの農林水産物輸出促進事業費（県費）

148（211）

事業主体：県

事業内容：生産者団体、地域協議会、輸出支援団体（ジェトロ）、有識者、県及び国の関係機関で、輸出方策の検討、情報の収集・提供、輸出への取組の連携・調整等の会議を実施する。

重 (6) 補助事業の充実・強化について

① 国の農業関係の補助金について、積極的に農家への情報提供を図るとともに、経済産業省等の他省庁の補助金の活用に対しても助言等をお願いしたい。

また、間接補助事業になる場合の事業採択にあたっては、国が示すよりも厳しい要件を課すことのないようにするとともに、国において緊急対策として補正予算が措置された場合は、迅速な情報提供や県・市町村の予算措置等により国の補助事業の積極的な活用を図られたい。

② 国・県の補助制度について、市町村やJAの職員がよく理解できるよう制度周知の強化を図るとともに、補助事業の計画から申請に至るまでの事務手続きの理解を助けるためのマニュアルを作成されたい。

③ 国の補助事業の採択要件は、本県の実情に合わないものが多いため、本県の農業にも適切に対応できるよう、積極的に国に提案し、事業の改善に向けて努力されたい。

④ あいち型産地パワーアップ事業については国の「産地パワーアップ事業」を補完する県独自の補助制度として創設された。今後ともJAグループとして意欲ある農業者の生産力強化に努めるので、引続き予算の確保・拡大を願うとともに、地域で有効に活用できるよう周知をお願いしたい。

⑤ 次期「食と緑の基本計画」に向けて、地域政策として、家族農業経営が持続的に展開できるよう、次のようなメニューを含む補助事業の創設を検討されたい。

(ア) 個別経営体への農業用機械・施設の導入

(イ) 事業継承するために必要な機械・施設の修繕

(ウ) 老朽化した共同利用施設の改修

(エ) 農業用に用いる土木機械の導入

(オ) JAが地域農業ビジョンに基づき実施する事業に対する補助事業（JAへの枠予算）の創設

- | | |
|--|------------------|
| ①②【農業振興課】山間地営農等振興事業費補助金（県費） | 33,000（33,000） |
| 対象地域：8市町村（岡崎市、豊田市、西尾市、新城市、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村） | |
| 事業内容：山間地・離島地域での農林漁業の振興のため、農業用機械等の導入補助から新規就農者への支援等の幅広い事業を実施する。 | |
| 補助率：1/2以内
（家畜ふん尿処理施設3/5以内） | |
| 【農業振興課】経営体育成支援事業費補助金（国費） | 88,248（92,520） |
| 事業実施主体：市町村 | |
| 事業内容：実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手等が融資を主体として農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う。 | |
| 補助率：3/10以内 他 | |
| 【園芸農産課】野菜集団産地整備事業費補助金（国費） | |
| ・スマート農業総合推進対策事業を活用 | 60,000（15,000） |
| ・持続的生産強化対策事業を活用 | 100,000（100,925） |
| 事業実施主体：JA、コンソーシアム、農業者の組織する団体 | |
| 事業内容：データ駆動型農業の体制づくり、生産施設等 | |
| 補助率：定額、1/2以内 | |
- 《国への働きかけ》
- ③要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。
県から国への要請
東海農政局：2020年7月31日、10月29日
農林水産省：2020年8月14日、10月30日
- | | |
|--|------------------|
| ④【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲） | 100,000（100,000） |
| 取組主体：農業者、農業者の組織する団体等 | |
| 事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等 | |
| 補助率：1/3以内 | |
- ⑤ ①、④と同じ

(7) 農業制度資金にかかわる予算の確保等について

- ① 農業者の資金需要に応えるため、農業近代化資金について、融資枠の維持を図られたい。
- ② 農業融資における無担保・無保証人制度は、資金の円滑な融通により担い手育成を図るために必要不可欠な制度であるため、愛知県農業信用基金協会における特別準備金の積み立てに対して交付される特別準備金造成費補助金の確保を図りたい。

- | | |
|---|-----------------|
| ①②【農業経営課】農業近代化資金利子補給補助金（県費） | 98,139（103,686） |
| 事業主体：農協等の融資機関 | |
| 事業内容：農協等の融資機関が農業者に貸し付けた農業近代化資金に対して利子補給する。 | |
| 【農業経営課】愛知県農業信用基金協会特別準備金造成費補助金（県費） | 1,000（1,429） |
| 事業主体：愛知県農業信用基金協会 | |
| 事業内容：認定農業者等の制度資金の融通に際して、愛知県農業信用基金協会が債務保証を行うために積み立てる特別準備金に対して補助する。 | |

5. 意欲ある人が活躍できる農業の実現

(1) 担い手の育成・確保に関する取り組み支援について

- ① 女性農業者、定年就農者等の幅広い分野の地域農業の担い手の活躍を図るため、農業用機械・施設のリース事業の創設、加工施設の整備に対する支援措置を講じられたい。
- ② J Aにおける「担い手に対する出向く体制」の活動について、農林水産事務所の専門的見地からの支援を願うとともに、併せて、担い手の抱える規模拡大、法人化、経営継承、雇用確保などの多様な課題に対して引き続き、出向く体制との連携の下、指導を願いたい。
- ③ 深刻な労働力不足を背景に新たな在留資格「特定技能」が創設され、農業分野においても外国人材の活用が増加する中、農家組合員およびJ Aが外国人の生活面に対する相談・支援を行っていくことは厳しい状況である。外国人が本邦で安心して生活できるように、外国人の生活に対する相談・支援を願いたい。
- ④ 作業機付きトラクタの公道走行について規制が緩和されたが、基準を超える作業機を装着した状態で公道走行する場合は、大型特殊免許が必要となる。このことにより免許取得の要望が高まり、緊急的な対応として今年度講習会枠の増設がおこなわれ対応されたが、次年度以降についても引き続き対応を願いたい。

また、愛知県総合教育センター農業教育共同実習所のトラクタ運転実習場を大型特殊自動車運転技能の実技試験が実施できるよう改修し、大型免許研修を開催されたい。

- | | |
|---|--------------------|
| ①【園芸農産課】産地パワーアップ事業（国費）（再掲） | 780,480（1,108,108） |
| 事業実施主体：農業者等 | |
| 事業内容：農業機械の導入、低コスト耐候性ハウスの設置等 | |
| 補助率：1/2以内 | |
| 【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲） | 100,000（100,000） |
| 取組主体：農業者、農業者の組織する団体等 | |
| 事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等 | |
| 補助率：1/3以内 | |
| ②【農業経営課】農業経営力向上支援事業（国費・県費）（再掲） | 19,973（19,596） |
| 事業主体：愛知県農業経営者サポート協議会 | |
| 事業内容：農業経営相談所を開設し、中小企業診断士や税理士などの専門家の活用により、農業者の多様な経営課題の相談に対応する事業の経費を負担する。 | |
| ③【農業経営課】農業支援外国人受入事業費（県費） | 1,121（1,483） |
| 事業内容：県では、国家戦略特区の制度下で国の機関とともに適正受入管理協議会を平成30年4月26日に設置し、この制度で受け入れた外国人の派遣先農業経営体の現地調査や特定機関の監査などを実施し、人権に配慮した就労支援を行っている。 | |
| ④【農業経営課】農業大学校管理運営事業費のうち農業機械研修（国費） | 2,423（2,208） |
| 事業内容：農業大学校では農業者を対象として、農業機械研修のなかで大型免許研修を8回実施し、これ以外に臨時的な措置として特別研修を4回実施する。 | |

【教育企画課】

愛知県総合教育センター農業教育共同実習所にあるトラクタ運転実習場は、施設設備上の不備があり、現状では大型特殊自動車運転免許試験（農耕限定）の実施は困難であるが、改修の可能性や教育委員会としての必要性等を踏まえ、今後関係機関等と調整を図りながら検討を進めてまいりたい。

重 (2) 新規就農者、経営継承対策の拡充について

- ① 農業法人への就職を含む、就農希望者等に対する県段階での就農相談会を継続的に開催されたい。また、普及組織、農業大学校、農業高校等における相談活動と先進農業者や農業大学校における農業技術の習得研修を強化されたい。
- ② 就農にあたって必要となる農地の確保、機械・施設の導入、家屋・農舎のあっせん、また農業法人等へ就職する際に必要となる情報の提供について、市町村とも連携を密にして支援を願いたい。
- ③ 親元での就農について、親から子への安定した経営継承が図られるよう就農時の規模拡大に伴う農業機械の導入、ハウスの増設等に対する助成措置を講じられたい。
- ④ 農業次世代人材投資資金については、新規就農の拡大・定着および農業経営の継承を促進するため、親元就農者を対象とする場合の要件の緩和を国に働きかけるとともに、県独自の就農給付金等の支援についても検討されたい。
- ⑤ 新規就農支援プロジェクト「いちごスクール」が、JAを中心に市町村や農業大学校等の関係機関と連携・協働して令和元年度から始まっている。

この新たな取り組みにより、新規就業農家を次世代の専業農家として成長させ、世代交代を好循環させるため、スタートアップ支援策（栽培施設整備への初期投資の助成制度）を創設願いたい。

①②【農業経営課】農業後継者育成指導費（国費・県費）	1,153（1,218）
事業内容：愛知労働局と共催で農林漁業への就農希望者を対象とした農林漁業就職フェアを開催している。また、平成24年4月から各農業改良普及課に農起業支援センターを設置して農家の後継者の他、企業も含む農外からの新規参入希望者に対して、随時関係機関と連携して就農相談（栽培技術、経営開始資金、農地確保、機械、施設の導入等）を実施するとともに、就農後は個別訪問による栽培技術指導を実施する。農業大学校に企画研修部就農企画科を新設し、農起業支援センターと連携して就農相談を行う。	
【農業経営課】農業大学校管理運営事業費（国費・県費）	2,150（2,189）
・農業研修費（農業者生涯教育研修）	
事業内容：新規参入者、Uターン就農者を対象とした「ニューファーマーズ研修」等を実施する。	
・農業研修費（農業機械研修）（再掲）	2,423（2,208）
事業内容：「大型免許研修」や「フォークリフト研修」など農業機械を安全、効率的に使用するための研修を実施する。	
【農業経営課】農業人材力強化総合支援事業費（農業者育成支援事業費）	8,428（12,044）
事業内容：農業大学校を活用した実践的な技術習得研修等を実施する。	
③【農業振興課】経営体育成支援事業費補助金（国費）（再掲）	88,248（92,520）
事業実施主体：市町村	
事業内容：実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手等が融資を主体として農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う。	
補助率：3/10以内 他	
【園芸農産課】産地パワーアップ事業（国費）（再掲）	780,480（1,108,108）
事業実施主体：農業者等	
事業内容：農業機械の導入、低コスト耐候性ハウスの設置等	
補助率：1/2以内	
【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲）	100,000（100,000）
取組主体：農業者、農業者の組織する団体等	
事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等	

補助率：1/3以内

【園芸農産課】野菜集産地整備事業費補助金（国費）

・持続的生産強化対策事業費補助金（再掲） 100,000（100,925）

事業実施主体：J A、コンソーシアム、農業者の組織する団体

事業内容：データ駆動型農業の体制づくり、生産施設等

補助率：定額、1/2以内

《国への働きかけ》

④【農業経営課】

要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年7月31日、10月29日

農林水産省：2020年8月14日、10月30日

⑤ ③と同じ

(3) 農家の高齢化対策について

① 高齢者が地域の貴重な担い手として生産構造に組み込まれている中で、生産力を維持するためには、高齢者のリタイアを少しでも遅らせる必要がある。このため、高齢者の労働負荷を軽減するパワーアシストスーツ等の補助器具の支援措置を講じ、普及願いたい。

② 高齢化等で労働力不足に悩む農家をサポートするため、名古屋市においては農業ボランティア育成講座を開催し、市内の3 J Aの協力を得て、現在約170名のボランティアが活躍している。

県においても、「愛知県都市農業振興計画」で援農活動の推進を掲げているところであるが、これを実現するため、農業ボランティアを志す県民が体系的に、技術や知識の習得に関しては、ボランティアの希望やレベルに応じて対応できるよう農業大学校等による「公開講座」等を充実されたい。

①【園芸農産課】あいち型産地パワーアップ事業（県費）（再掲） 100,000（100,000）

取組主体：農業者、農業者の組織する団体等

事業内容：栽培施設や共同利用施設の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等

補助率：1/3以内

②【農業経営課】農業研修費（農業理解研修）（国費） 345（309）

事業内容：県民を対象に農業への理解や農作業の基礎を学んでもらう「県民公開講座」を実施。

(4) 農福連携の推進について

国は、農業を障害者の雇用場として生かす「農福連携」について、令和6年までに新たに取組む拠点を3,000か所増やす計画を取りまとめた。全国段階では、障害者と農家とをマッチングさせる仕組みの構築や農業者に農業を教えるジョブコーチの育成が予定されている。

本県においても、農福連携を円滑に推進するため、障害者支援担当部局と連携し、障害者と農家をマッチングさせる仕組みの構築、障害者が働きやすい農業現場の環境整備、農福連携に取り組む農家の経営安定に向けて引き続き支援を願いたい。

【農業経営課】農福連携推進事業費（国費・県費） 13,042（16,617）

事業内容：農業者と福祉事業所とのマッチングを進めるため委託事業で農福連携相談窓口を設置

している。また、関係部局や団体等を構成員としたあいち農福連携推進協議会を開催し取組推進のため情報共有を行っている。さらに、農福連携に関する理解促進のため農業者等を対象としたセミナー等を開催する。

【農業経営課】農福連携工賃向上推進事業（国費） 4,047 (7,496)

【障害福祉課】農福連携工賃向上推進事業（国費） 7,122 (7,195)

事業内容：障害者の農業分野での就労支援や職域拡大、工賃向上を図るため、障害福祉サービス事業所に農業に関する研修や実技指導を行うとともに、広く農福連携の取組の周知を図るため、事業所が生産した農産物等を販売する機会として農福連携マルシェを開催する。

【障害福祉課】障害者地域移行推進事業

（障害者地域生活支援コーディネート事業）（国費） 10,793 (10,866)

事業内容：障害者の工賃向上を図るため、共同受注窓口にコーディネーターを4名配置し、企業や団体（農家を含む）からの受注拡大（仕事の切り出しや商品開発、新規受注開拓等）や障害福祉サービス事業所とのマッチングを行う。

重 (5) 優良農地の確保と集積・集約化の推進について

① 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業が統合一体化され、県・市・JA及び農地中間管理機構のさらなる協力体制のもとでの事業展開が期待されている。引き続き事務の簡素化を進めるとともに、一層効率的な農地集積・集約化の推進について支援を願いたい。

② 人・農地プランの中心経営体に集積された農地については、農地転用許可の厳格な運用を実施し、中心経営体の経営を守っていただきたい。

① 【農業振興課】農地中間管理事業推進費

（農地中間管理事業費交付金）（国費） 109,353 (108,606)

事業主体：農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）

事業内容：農地中間管理事業の実施に要する経費に対して交付する

【農業振興課】農地中間管理事業推進費（機構集積協力交付金）（国費） 97,930 (97,930)

事業主体：市町村

事業内容：農地中間管理機構への農地の出し手等に対して交付する

【農業振興課】農地中間管理事業推進費（推進事業費）（国費・県費） 738 (760)

事業主体：県

事業内容：農地中間管理事業の推進・指導等を実施する

《施策の推進》

②引き続き農地法等関係法令を遵守し、農地転用許可事務の適正な執行に取り組む。

(6) 人・農地プランの実質化に向けた推進について

人・農地プランの実質化においては、土地利用型農業者の多くが取り組む経営所得安定対策の水田フル活用ビジョンを踏まえた、人・農地プランの策定を、県、市町村、再生協議会と連携・協力して実施されたい。

また、全国農地ナビ、水土里情報システム、市町村などの「地図情報」や農地基本台帳システム、経営所得安定対策の交付申請手続き等に用いる営農計画書、共済細目書、などの「農地に関する情報」について、コーディネーターとなる市町村、農業委員会、JA等の農業関係者が、総合的にデータが利活用できるようデータ連携基盤の構築、オープンデータ化などのシステム整

備を国や市町村等へ働きかけられたい。

【農業振興課】農地集積推進事業費（人・農地プラン作成推進費）（国費）	200（309）
事業主体：県	
事業内容：人・農地プラン実質化の推進・指導等を実施する	

(7) 遊休農地発生の抑制策について

- ① 担い手の少ない都市近郊地域や中山間地域においては、畑を中心に農地の遊休化が進んでいるため、農地の再整備と担い手への面的集積を図られたい。
- ② また、このような状況に対し、JAグループでは、JAが直接出資する農地所有適格法人を設立し、将来の担い手育成を兼ねて従業員や研修生を雇いながら、耕作する者がいなくなった農地の耕作を行っている。しかし、その性格上、耕作する農地は条件不利地の割合が高く、経営面では厳しい状況にあるため、JA出資法人やこれに代わる受託組織に対して支援を願いたい。

①【農業振興課】農地集積推進事業費（最適土地利用対策交付金）（国費）	10,000（-）
事業主体：市町村、地域協議会等	
事業内容：荒廃農地の再生・発生防止のため低コスト土地利用の実証等に対し助成する。	
【農業振興課】地域農政総合推進費（耕作放棄地解消推進指導事務費）（県費）	29（41）
事業主体：県	
事業内容：市町村に対し、遊休農地対策の指導等を実施する	
②【農業振興課】地域農政総合推進費（担い手総合支援事業指導事務費）（県費）	75（88）
事業主体：県	
事業内容：JA出資法人の実態及び課題の把握等を実施する。	

(8) 農業基盤の整備について

- ① 矢作川水系や豊川水系では節水を余儀なくされることが多く、渇水時には農作物の生育不良等の被害が生じていることから、基幹的な農業水利施設の計画的な整備や水源開発等に取り組み、農業用水の安定的な確保を図るとともに、大区画化やパイプライン等の基盤整備の推進を引き続き図られたい。
- ② 水稻の直播栽培の普及、飼料用米の作付拡大など農業用水の利用形態が変わってきている。旧来からの水利権では現状の営農形態と合わなくなっているため、水利権の見直しを願いたい。

①【農地計画課、農地整備課】大規模用水事業（国費）	8,743,833（8,219,500）
事業主体：国、水資源機構	
事業内容：基幹水利施設の老朽化対策及び耐震対策	
【農地計画課、農地整備課】農業農村整備事業（国費・県費）	22,769,406（25,182,328）
事業主体：県、市町村、土地改良区	
事業内容：農地の大区画化、農業水利施設の老朽化対策及び耐震対策など	
《施策の推進》	
②【農地計画課】	
地域の営農状況等に応じた用水需要の変化へ対応していく必要があるため、国や水資源機構と	

の情報共有、連絡調整を緊密に行ってまいりたい。

(参考) 大規模用水の水利権者

【木曾川水系】

- ・濃尾用水：農林水産省
- ・愛知用水：水資源機構
- ・木曾川用水：水資源機構

【矢作川水系】

- ・枝下用水：豊田土地改良区
- ・明治用水：明治用水土地改良区
- ・矢作川用水：農林水産省
- ・矢作川総合用水：農林水産省

【豊川用水】

- ・豊川用水：水資源機構

重 (9) 特殊車両通行許可制度について

全幅が2.5mを超えるトラクタで、県道・市町村道走行を行う場合は、県あるいは各市町村から特殊車両通行許可を得る必要がある。

しかし、現状の特殊車両通行許可手続きは、トラック、建設機械用車両、トレーラ等における申請を前提にしており、農業関係者が申請を行うことは難しい状況にある。

このため、トラクタについては、特例を創設して、道路管理者（県・市町村）による特殊車両通行許可手続きを不要とし、公道走行を認めていただきたい。

《国への働きかけ》

【農業経営課】

添付書類の簡素化について国に働きかけてまいりたい。

【道路維持課】

引き続き、要望があれば中部地方整備局へ要望事項を伝えてまいりたい。

(10) 農業機械の盗難防止対策について

農業機械の盗難防止対策として、県警、名古屋港税関との連携による検問体制の強化を図るなどの取り組みを実施するほか、農機具の盗難防止装置の取り付け、生産者の格納倉庫敷地における防犯カメラの設置等への助成を講じられたい。

《農業者への啓発》

【農業経営課】

農業改良普及課を通じて、引き続き啓発を行ってまいりたい。

6. 食品の安全・安心の確保と環境への配慮について

(1) 食品の安全・安心の確保について

① 県内JAでは、愛知県GAPに取り組む部会が多いため、東京オリンピック・パラリンピック後も愛知県GAPを継続するとともに、GAP指導員の育成についても引き続き、JGAP指導員基礎研修など各種研修会の開催など、農業者のGAPへの取り組みについて指導を願いたい。

② 農林水産省作成の生鮮野菜の衛生管理指針「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の農家段階での実践についての周知、啓発指導を引き続き願いたい。

- ③ 関係部局が連携して、加工事業者である農家（直売所への出荷者を含む）に対し、HACCPを用いた衛生管理指導、食品表示指導を強化するとともに、指導マニュアルの整備を図りたい。
- ④ 県内の農業者、JAが生産履歴の記帳、GAP手法の導入、エコファーマーの取得などに積極的に取り組んでいることを、市場・流通関係者、県内外の消費者、県民に対して広く情報発信していただきたい。

①②④【農業経営課、生活衛生課】環境保全型農業推進費（国費・県費）	12,243（58,493）
・うちGAP実践ステップアップ推進事業費	3,975（7,618）
・うち環境と安全に配慮した農業の推進	676（178）

事業主体：県

事業内容：愛知県GAP認証制度を運営する。

GAPの取組を推進するとともに、高度なGAPを目指す生産者への支援を行うために国際水準GAPの指導ができる農業革新支援専門員を育成する。

生鮮野菜の衛生管理指針に関しては、GAPの推進にあわせて周知・啓発を行う。

GAP手法やエコファーマーに関しては、県Webページで取組状況を公表する。

③【食育消費流通課】農林物資品質表示適正化指導費（県費）	359（513）
------------------------------	----------

事業主体：県

事業内容：食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品を取り扱う事業者及び消費者に対する研修会を開催するとともに、表示状況の調査や監視を行い、必要に応じて指導を実施する。

④ ①②と同様

(2) 農薬の適正使用について

- ① 薬剤感受性検定への助成、さらには、抵抗性・耐性の発達した病害虫に対する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及について、積極的な指導を願いたい。また炭酸ガス発生装置など地域で取り組むべき新たなIPM技術の導入に対する助成措置を講じられたい。
- ② 愛知県マイナー作物等農薬登録拡大推進協議会が中心となり実施するマイナー作物等の農薬登録拡大について、継続的な試験実施を願いたい。また、試験実施数を維持するために必要な予算について、次期「消費・安全対策交付金」を活用して継続的な予算確保を願いたい。
- ③ 農畜産物の安全・安心確保のためにJAグループが実施する残留農薬分析に対する補助事業「農薬残留確認調査事業」について、事業継続と補助率の維持を願いたい。
- ④ 農薬空中散布防除については、これまで県、県植物防疫協会及びJAあいち経済連が連携して「愛知県農業用無人ヘリコプター安全防除推進連絡会」を中心に安全防除に取り組んできた。しかしながら、ドローンの農業利用が拡大される中で、一部業者によるドローンを用いた請負防除が開始されるなど、現場においては防除効果や安全面に対する不安が生じている。このため、ドローンを活用した農薬散布における安全運行に関する情報発信や技術向上のための研修などを行う体制づくりを願いたい。

①【農業経営課】農作物病害虫発生予察事業費（国費・県費）	14,728（13,051）
うち病害虫発生予察事業費	5,891（5,990）
うち病害虫防除所運営費	4,005（3,929）

事業内容：産地や農業者に対して、IPM導入に向けた普及指導活動を行う。

- | | |
|---|---------------------------|
| ②【農業経営課】マイナー作物農薬登録加速化事業費（国費・県費） | 636（908） |
| 事業主体：県 | |
| 事業内容：マイナー作物の農薬登録のための薬効薬害試験、作物残留試験を実施し、使用できる農薬を確保する。 | |
| | |
| ③【農業経営課】農作業安全対策事業（国費・県費） | 52,892（48,490） |
| | うち農薬残留確認調査 46,726（46,726） |
| 補助率：1/2 以内 | |
| 事業内容：国の消費・安全対策交付金を活用し、農業協同組合等が行う農薬残留分析費用の一部を助成する。 | |
| | |
| ④【農業経営課】農作業安全対策事業（国費・県費） | 52,892（48,490） |
| | うち農薬安全使用対策事業 273（92） |
| 事業主体：県 | |
| 事業内容：農薬使用者等に対する指導、農薬の危害防止運動や講習会の実施、農薬飛散防止対策の啓発を行う。 | |

重 II. 農業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

1. 農業を理解し身近に感じる活動の推進

(1) 食育の推進について

- ① 小中学校における食育の推進には教育側の理解と積極的な関与が重要である。このため、小中学校での出前授業や体験学習、栄養教諭や学校栄養職員に対する農業現場での研修に、JAと一層の連携を図られたい。
- ② 働く世代に対する食育は、健康管理や生活習慣病予防等の点から重要であるため、企業内部での食育啓発活動、外食企業との連携、企業食堂での県産農畜産物の利用拡大による食育活動に引き続き取り組まれたい。
- ③ 農業水産局、保健医療局及び教育委員会と連携・協力して、成人1日当たりの野菜の摂取量拡大のため、厚生労働省の「国民健康・栄養調査の全国下位群」からの脱脚に積極的に取り組まれたい。
- ④ 新たな食料・農業・農村基本計画と連動し、食と農とのつながりの深化に着目して、令和2年度に策定される「第4次食育推進基本計画」においては、文部科学省と連携して、小学生等への食農教育活動において「農業の大切さ、農地の大切さ、国産農産物の大切さ」を普及する新たな国民運動として展開するよう国に働きかけられたい。
- ⑤ 食農教育については、小学校の6年間を通じて、DVDの活用、農業体験、講座開催など総合的に体系化した「愛知モデルの仕組み」を作り、「食料安全保障」について意識の醸成ができるよう支援願いたい。

①②③④⑤

《食育推進計画の取組推進》

【食育消費流通課】食育推進費（一部）（県費） 1,883（2,062）

事業主体：県

事業内容：あいち食育いきいきプラン2025（第4次愛知県食育推進計画）の推進、第4次計画冊子の作成等

《食育推進ボランティアの活動支援等》

【食育消費流通課】食育推進費（一部） 201（259）

事業主体：県

事業内容：食育推進ボランティアの登録・活動支援等

【食育消費流通課】食育推進費（一部） 701（177）

事業主体：県

事業内容：シンポジウムの開催、食育教材の作成等

【食育消費流通課】食育推進費（地域食育推進事業費補助金）（国費） 4,470（4,926）

事業主体：市町村、農業団体、食育関係団体等

事業内容：地域食文化の継承、農林漁業体験等、地域の実情に応じた食育活動に対する助成

(2) 花育の推進について

小中学校における花育の推進には、教育側の理解と積極的な関与が重要である。このため、小中学校での出前授業や体験学習、教諭や職員に対する農業現場での研修に、JAと一層の連携を図られたい。また、花壇コンクールについては、多くの小学校で取り組めるよう支援を願いたい。

い。

【園芸農産課】花き総合振興対策推進費のうち花壇コンクールへの参加推進 引き続き、生産者組織やJAとの連携により花育を促進してまいりたい。 FBCについては、事務局である中日新聞や教育委員会と連携して普及啓発に努めてまいりたい。	362 (362)
--	-----------

(3) 地産地消の推進について

- ① 学校給食に地域の農畜産物を活用することは、食育や地産地消の推進上、重要である。
引き続き教育現場への働きかけと実態を踏まえた効果的な体制作りへの支援を願いたい。
- ② 米の消費拡大のため、学校給食における朝給食を試行的に実施できる仕組みの構築・普及を願いたい。
- ③ 愛知県産麦を使用した「パン・麺類」及び愛知県産大豆使用製品の学校給食への供給に対する支援措置を講じられたい。
- ④ 県産牛肉や豚肉、名古屋コーチンなど県産畜産物の学校給食への供給に対する支援措置を講じられたい。

①②【食育消費流通課】地産地消推進費の一部（県費） 事業主体：県 事業内容：地元農産物学校給食導入促進会議や個別の市町村ごとに意見交換等を行い、地域の実情に合わせて県産農畜産物の導入を検討する。	93 (93)
--	---------

③【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費うち 経営所得安定対策支援プロジェクト推進費（県費）	464 (663)
事業主体：県 事業内容：経営所得安定対策等をフル活用するための最適技術体系の構築と実証、新戦略作物の商品開発とPR	

《国への働きかけ》

④要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

県から国への要請

東海農政局：2020年7月31日、10月29日

農林水産省：2020年8月14日、10月30日

Ⅲ. 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

1. 農業を核とした元気な地域づくり

(1) 鳥獣の捕獲・追い払い対策の強化について

- ① 市町村における鳥獣被害防止計画の作成、鳥獣被害の実態把握、的確な防止対策の実施等、主体的な取り組みを指導するとともに、狩猟者の育成、わなの設置、捕獲、侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理などの取り組みについて、財政的支援・技術指導の強化を願いたい。
- ② カラス・ヒヨドリ等の鳥害被害が目立ってきていることから、効果的な鳥害対策を指導されたい。
- ③ 市町村を超えた広域的な追い払い対策、捕獲鳥獣の処分・加工利用等の対応が必要である場合もあることから、近隣市町村間の連携が図られるよう引き続き指導されたい。
- ④ 捕獲した鳥獣の処理加工施設の整備やジビエとしての消費拡大に引き続き支援を願いたい。

①【自然環境課】自然環境保全事業費のうち許可免許試験（国費・県費）	6,876（4,018）
事業主体：県	
事業内容：狩猟者の確保のため、狩猟試験を年2回以上実施。また、高校での出前授業を年3回実施。	
【自然環境課・農業振興課野生イノシシ対策室】自然環境保全事業費のうち 鳥獣保護事業計画研修会費（国費・県費）	148（349）
事業主体：県	
事業内容：狩猟者等の捕獲技術の向上を図るため、わな捕獲に関する講習会を年2回実施。	
①③④【農業振興課野生イノシシ対策室】鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（国費・県費）	335,107（342,829）
事業主体：地域協議会等	
事業内容：推進事業（有害捕獲、被害防除、生息環境管理） 整備事業（侵入防止柵の設置、処理加工施設の整備等） 捕獲事業（有害鳥獣捕獲に要する経費）	
補助率：推進事業 1/2 以内（新規地区、実施隊が行う取組は定額） 整備事業 1/2 以内（自力施工の場合は 10/10）	
捕獲事業：定額	
【農業振興課野生イノシシ対策室】山村地域鳥獣被害防止対策事業費補助金（県費）	12,222（14,030）
事業主体：6市町村（岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）	
事業内容：市町村が行う電気柵や捕獲檻等の被害防止施設の整備に対して助成	
補助率：1/2 以内（設楽町、東栄町、豊根村は 1.7/3 以内）	
①②③【農業振興課野生イノシシ対策室】被害防止対策推進費（国費・県費）	11,248（8,604）
事業内容：農作物被害の実態把握、現地での実証試験、鳥獣害担当普及指導員による被害防止対策指導、市町村等との意見交換・情報提供を行う連絡会議の開催、県による野生イノシシの広域的な委託捕獲	
③ ①、②と同様	
④【農業振興課野生イノシシ対策室】愛知産ジビエ消費拡大事業費（国費）	6,629（14,878）
事業内容：豚熱感染確認区域内におけるジビエ利用方法の普及、シカブランド化緊急推進、ビジ	

ネスマッチング支援

重 (2) 中山間地域の振興について

- ① 中山間地域等において、地域の特性を活かし、周年ホウレンソウや夏秋トマト、イチゴなど関係機関が連携協力して、生産振興に取り組んでいる。引き続き、中山間地域の振興に対する助成措置の確保に対して支援を願いたい。
- ② 中山間地域では、水田受託者の減少や水稲の新規就農者の確保に困難をきたしており徐々に耕作放棄が進んでいる。このため、中山間地の水稲作で所得確保に通ずる新たな技術体系（ドローン活用等）の確立を願いたい。
- ③ 集落営農のリーダー育成や集落営農設立指導に支援を願いたい。

- | | |
|---|----------------------|
| ①【農業振興課】山間地営農等振興事業費補助金（県費） | 33,000（33,000） |
| 対象地域：8市町村（岡崎市、豊田市、西尾市、新城市、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村） | |
| 事業内容：山間地・離島地域での農林漁業の振興のため、農業用機械等の導入補助から新規就農者への支援等の幅広い事業を実施する。 | |
| 補助率：1/2以内（家畜ふん尿処理施設3/5以内） | |
| ②【農業経営課】農業総合試験場費うち試験研究費（国費・県費）（再掲） | 345,244（307,052） |
| 事業主体：県 | |
| 事業内容：本県の中山間地域に適した水稲品種やドローンを利用した高品質栽培技術の開発に取り組んでいる。 | |
| ③【農業経営課】農業改良普及事業費の一部（国費・県費）（再掲） | 1,668,218（1,667,404） |
| 事業主体：県 | |
| 事業内容：中山間地域を対象として、水稲作農家及び集落に対する支援を行う。 | |

重 (3) 都市及び都市近郊における農業の振興について

- ① 都市農業振興基本法に定める地方計画の策定について市町に働きかけられたい。
- ② 改正都市計画運用指針の趣旨を踏まえ、生産緑地地区の下限面積を引き下げるための条例制定および生産緑地地区の追加指定について市町に働きかけられたい。
- ③ 生産緑地所有者に対して特定生産緑地制度及び都市農地の貸借の円滑化のための制度を周知するよう市町に働きかけられたい。
- ④ 都市農業振興基本法では、国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとされていることから、都市農業が安定的に継続される税制上の措置について、国に対して、強く働きかけられたい。
- ⑤ 広く県民が都市農業の果たす多様な機能と役割について深く認識し、保全と活用に取り組むことが必要である。生産者、消費者双方の意識高揚を図られたい。
- ⑥ JAが行う営農指導とも連携を図りながら、以下のような、都市農業における経営展開のための技術指導を推進されたい。
 - (ア) 農業体験農園の開設及び運営指導
 - (イ) 産直施設での販売に結びつく多様な担い手に対する栽培指導

- | | | |
|--|-----------------|----------|
| ①③④【農業振興課】《施策の推進》地域農政総合推進費のうち | 経営体育成推進費の一部（県費） | 101（144） |
| 都市農業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、引き続き、関係市町村に計画の | | |

策定を働きかけるとともに、必要な税制の措置を国に対して働きかける。

国の動きを注視しつつ、新たな農業施策を検討するとともに、都市農業の多様な機能について、広く県民に周知していく。

②③ 《施策の推進》

【都市計画課】

今後も説明会等の開催、アンケートの実施等により、市町の意向の確認、情報提供に努めていく。

また、市町村からの相談に対応する等、助言を行っていく。

④ ①と同じ

⑤⑥ 【農業経営課】 農業改良普及事業費の一部（国費・県費）（再掲） 1,668,218（1,667,404）

事業主体：県

事業内容：農業体験農園、直売所出荷等、都市農業の経営展開のための普及指導を行う。

IV. 農村地域における医療体制の整備

1. 病院医師の確保に関する配慮について

中規模病院は、医師不足と医師の高齢化が進んでおり、一部診療科の休診や診療制限、救急医療体制の縮小などを余儀なくされている。

医師確保は、本会の中規模病院では喫緊の課題となっており、郡部、へき地の地域医療を守るためにも特段のご配慮を願いたい。

(1) 地域枠医師の確保について

令和3年度以降地域枠医師が増加するため、医師不足が喫緊の課題となっている渥美、稲沢厚生、足助、知多厚生病院においては、本会の状況をご理解いただき、地域枠医師の派遣を強く願いたい。

【保健医療局】

地域枠医師については、本年度から本格的な地域派遣が始まっている。本年度は4名派遣（うち1名は稲沢厚生病院に派遣）しており、来年度は5名を派遣する予定である。今後、派遣対象となる地域枠医師が更に増えていくため、医師確保計画における医師の確保方針を基に、地域医療支援センターにおいて医師不足に関する調査等を行い、地域枠医師の適切な配置に努めていく。

(2) 自治医科大学卒業医師の確保について

平成27年度よりへき地拠点病院である足助病院と知多厚生病院に派遣いただき、現在、両病院で内科の診療に従事していただき、病院には欠かせない戦力となっている。令和3年度以降も継続的に両病院への派遣を願いたい。

【保健医療局】

令和3年度の自治医科大学卒業医師の派遣については、知多厚生病院及び足助病院への継続派遣を検討している。なお、知多厚生病院への派遣については、当該病院の医師不足の状況等を踏まえ、派遣医師数の増も検討している。

2. 運営費補助の増額について

(1) 病院内保育施設運営費補助金の増額について

医師・看護師不足の中、地域住民に対して良質な医療を提供していくためには、子どもがいても継続して働く環境を作る必要があり、24時間保育、休日保育などの取り組みを行っている。

しかし、年々運営費が増大し、経営を圧迫しており、経営環境により院内保育所を廃止した病院もあるので、医師・看護師確保の観点からも特段のご配慮を願いたい。

【保健医療局】病院内保育所運営費補助金（国費・県費）

380,207 (330,596)

実施主体：病院内保育所を運営する医療法人、厚生連、市町村等

事業内容：病院内保育所運営費に対する補助（24時間保育や休日保育等に対する加算制度あり）

〔厚生連関係分〕

公的法人に対する補助は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用してきたが、平成30年度から基金の充当ができなくなったため、一般財源で措置するとともに、補助額について、過去の経過を踏まえ、段階的に見直しを行ったところである。

年度	補助率	財源
～平成29	2/3	基金
平成30	1/2	一財
令和元～	1/3	一財

(令和3年度)

対 象：安城更生病院、海南病院、知多厚生病院、江南厚生病院、稲沢厚生病院、豊田厚生病院、渥美病院

予 算 額：19,290千円

※令和2年度(18,990千円)より微増

(2) 看護師等養成所運営費補助の増額について

合計360名の看護師を養成している。近年では疾病構造の変化など社会情勢の変化により、看護師教育には医療の変化に対応できる応用能力、問題解決能力、看護実践力の習得が求められ、一層の教育の充実が必要となる一方で、平成30年度より一般財源への財源変更により段階的に補助額が減額されているため、運営費の支援に対して特段のご配慮を願いたい。また、新型コロナウイルスの影響により遠隔授業などICTの整備が求められているため、遠隔授業導入のための費用(ハード・ソフト導入)の補助も願いたい。

【保健医療局】看護師等養成所運営費補助金(国費・県費) 332,413(369,171)

実施主体：看護師等養成所を運営する医療法人等

事業内容：看護師養成所運営費に対する補助

〔厚生連関係分〕

公的法人に対する補助は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用してきたが、平成30年度から基金の充当ができなくなったため、一般財源で措置するとともに、補助額について、過去の経緯を踏まえ、段階的に見直しを行ったところである。

年度	補助額(上限)	財源
～平成29	基準額の1/1	基金
平成30	基準額の3/4	一財
令和1～	基準額の1/2	一財

(令和3年度)

対 象：更生看護専門学校、愛北看護専門学校加茂看護専門学校

予 算 額：27,597千円 ※令和2年度(27,597千円)と同額

3. 新型コロナウイルス感染症に対する支援について

本会8病院は、新型コロナウイルス感染症に係る外来協力医療機関および入院協力医療機関として医療活動を行っている。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いた3月以降、外来・入院患者ともに患者数が大幅に減少し、病院経営が非常に厳しくなっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受診控え、健診の休止、感染防止費用の増加などにより大幅に減益となった。医療従事者への支援は行われているが、医療機関への経営の影響が強いため、地域医療介護総合確保基金の執行残の活用などにより、医療機関への助成など支援願いたい。

【感染症対策局】重点医療機関患者受入体制確保推進費補助金(国費) 67,980,687(0)

実施主体：新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる入院医療機関(重点医療機関、協力医療機関、その他入院協力医療機関)

事業内容：新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために病床を確保又は休止した場合、医療機関の役割や病床区分、病床数に応じて確保料相当額を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち入院医療機関に対し、事業内容に沿って確保料相当額の補助を行う。

(令和3年度)

対象：県が指定した重点医療機関及び協力医療機関、又はその他入院協力医療機関

【感染症対策局】診療・検査医療機関設備整備費補助金（国費） 1,027,121（0）

実施主体：発熱患者等の診療又は検査を行う診療・検査医療機関

事業内容：発熱患者等の診療又は検査を行うにあたり、HEPA フィルター付空気清浄機や簡易診療室などの設備を整備するために必要となる費用を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち、県が指定した診療・検査医療機関に対し、事業内容に沿った申請に基づく補助を行う。

（令和3年度）

対 象：県が指定した診療・検査医療機関

【感染症対策局】入院医療機関設備整備費補助金（国費） 2,185,768（0）

実施主体：新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関

事業内容：新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行うにあたり、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）などの設備を整備するために必要となる費用を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち、県が指定した入院医療機関等に対し、事業内容に沿った申請に基づく補助を行う。

（令和3年度）

対 象：県が指定した重点医療機関及び協力医療機関、又はその他入院協力医療機関

【感染症対策局】重点医療機関設備整備費補助金（国費） 840,000（0）

実施主体：新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関

事業内容：新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関が超音波画像診断装置やCT撮影装置などの高度医療向け設備を整備するために必要となる費用を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち、県が指定した重点医療機関に対し、事業内容に沿った申請に基づく補助を行う。

（令和3年度）

対 象：県が指定した重点医療機関

【感染症対策局】入院医療機関施設整備費補助金（国費、県費） 235,894（0）

実施主体：新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関

事業内容：新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関が患者を受け入れにあたり必要となる施設の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要となる費用を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち、県が指定した入院医療機関等に対し、事業内容に沿った申請に基づく補助を行う。

（令和3年度）

対 象：県が指定した重点医療機関及び協力医療機関、又はその他入院協力医療機関

【保健医療局】愛知県回復患者転院受入医療機関応援金（国費） 25,500（0）

実施主体：新型コロナウイルス感染症から回復した患者を受け入れる入院医療機関

事業内容：新型コロナウイルス感染症から回復した患者を受け入れる入院医療機関が患者を受け入れにあたり必要となる医療従事者への手当等を補助

〔厚生連関係分〕

8病院のうち、新型コロナウイルス感染症から回復した患者を受け入れた入院医療機関に対し、事業内容に沿った申請に基づく補助を行う。

（令和3年度）

対 象：新型コロナウイルス感染症から回復した患者を受け入れる入院医療機関

農政をめぐる情勢

令和3年4月23日

280部

編集・発行
印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉